

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 総合的見直し等について
 交渉日時 平成28年2月8日(月) 15時00分～17時00分
 交渉場所 職員会館 大会議室
 交渉出席者 当局側 宇野副市長 中上市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長
 岡部副課長 西川人事研修係長 雲丹亀給与係長
 組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計11人

概要	要
組合の主張	<p>総合的見直しについて交渉を行った。</p> <p>① 2015確定については、前回の回答とその後の労働組合内の機関会議により、正式に合意としたい。回答については一定の評価をしたい。一方で、最大較差是正と共に、2011確定で合意した高卒後4年間の是正についてはスピーディに取り組むという確認は変わらない。ラスパイレス指数や社会情勢もあり、その時の交渉次第にもなるが、スピード感をもって取り組んでほしい。前歴是正の方法は、初任給からの在職者調整以外にも、年齢や号給による節目で行うなどの柔軟な発想を持って改善していくべきである。持家の住居手当は、京都市で改正が行われるなどの新たな情勢はあるが、宇治市の住居手当はどうあるべきかを今後交渉でつめていくべきである。</p> <p>② 給与制度の総合的見直しは、現行どおりでは難しい。ただ、給料表を独自にするわけにはいかず、地域手当の引上げも厳しいとなれば、他の手法を検討する必要がある。</p> <p>③ 3月議会を見据えた時にいつまでに決着を図るのか。近隣では宇治市よりも地域手当が高いところもあり、なぜ宇治市が6%なのか。地域手当を引き上げることは禁じ手ではない。人事院勧告の総合的見直しの発想は、原資の再配分である。総合的見直しをすれば、引き下げだけではない。また、管理職員の給与減額は取るべきではない手法である。モチベーションの問題がある。労働組合は管理職員だから減額してよいという立場ではない。</p> <p>④ 見舞金条例についてはどうなっているのか。</p>
当局の主張	<p>① 前歴是正は、指摘のとおりの方でこれまで調整してきた。ラスパイレス指数が高くなっているため、是正へのハードルは上がっているが、基本的な考え方としては是正していくべきという立場ではある。住居手当は、京都市が見直ししたことも踏まえて、課題としての認識を持っている。</p> <p>② 現行どおりでは給料が下がることにより、退職手当は減額となる。調整額を引き上げるとしても、退職手当が現行とプラスマイナスゼロならば市民理解は得られると思う。また、管理職員の給与減額を検討している。</p> <p>③ 管理職員の給与減額は、危機感を持っているという姿勢である。</p> <p>④ 6月議会に先送りという状況ではなく、今議会の提案に向けて努力している。</p>